

勸 告	説明図表番号
<p>(2) 事後評価の実施及びその結果の公表</p> <p>交付要綱では、交付金の交付を受けた市町村等は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について事後評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告しなければならないとされている。</p> <p>また、交付取扱要領において、地域計画の計画期間が終了した場合、市町村等は目標達成状況報告書（以下「事後評価書」という。）を作成し、都道府県知事に提出することとされ、都道府県知事は事後評価書に所見を付して目標年度（計画最終年度の翌年度）の翌年度の7月末までに環境大臣（窓口は地方環境事務所）に提出することとされている。</p> <p>さらに、市町村等は、上記の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、速やかに、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を作成の上都道府県知事に提出し、都道府県知事は改善計画書の内容を評価し、所見を付して環境大臣に提出することとされている。</p> <p>一方、事後評価を行った市町村等は、事後評価書及び改善計画書をインターネット又は広報誌への掲載等により公表することとされている。</p> <p>なお、地域計画作成マニュアルにおいて、地域計画作成の際、循環型社会の実現を目指し、目標年次における排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、熱回収量、最終処分量その他地域で必要とする目標量を定めることとされている。</p>	<p>表 1－⑨－ii （再掲）</p> <p>表 4－(2)－① 表 4－(2)－② － i、ii、iii</p>
<p>ア 事後評価書の作成・提出状況</p> <p>環境省によると、平成 24 年度までに計画期間を終了し、事後評価書の提出時期が到来した地域計画は全国で 259 計画あるが、実際に事後評価書が提出されたのは 227 計画であり、32 計画が未提出の状況となっている。</p> <p>調査対象 14 都道府県内で、事後評価書の提出時期が到来した地域計画は 83 計画あるが、事後評価書が提出されたのは 64 計画であり、残りの 19 計画のうち、都道府県において事後評価書の提出状況が確認できない 4 計画を除いた 15 計画が担当者の提出時期の誤解や失念等により未提出の状況となっている。</p> <p>事後評価書が提出された 64 計画のうち、調査対象とした市町村等に係る 20 計画の事後評価書の作成・提出状況について調査したところ、①事後評価書において評価することとされている 5 つの指標（排出量、再生利用量、熱回収量、減量化量及び最終処分量）のうち、減量化量について言及されていない例、②事業期間が長期間にわたることにより、地域計画を第一期、第二期と分けて作成している場合に、第一期の計画期間が終了した際に事後評価を実施している市町村等と実施していない市町村等がみ</p>	<p>表 4－(2)－ア －①</p> <p>表 4－(1)－③ （再掲） 表 4－(2)－ア －②</p>

られる例、③目標値の設定の仕方・考え方が不明である例、④事後評価書を環境大臣に報告する期限である目標年度の翌年度の7月末によく都道府県知事に提出している例がみられた。

一方、事後評価書の様式をみると、5つの指標ごとに現状、目標及び実績を比較・評価するための「実績B／目標A」欄が設けられており、一律に実数での比較を行う様式となっている。

しかし、再生利用量、熱回収量、減量化量及び最終処分量の各指標については、排出量に占める各指標の割合による評価も重要であると考えられるものの、事後評価書の様式自体が上記のとおり一律に実数での比較を行う様式となっており、割合による評価を想定した設計となっておらず、各指標の目標の達成・未達成の状況を適切に表していないものとなっている。

このような状況となっている理由・原因は、以下のとおりと考えられる。

i) 事後評価書が未提出となっている地域計画があることについては、環境省は各地域計画の計画期間や目標年度等の情報を整理していることから、その情報を基に、事後評価書の提出時期が到来した地域計画や事後評価書が未提出となっている地域計画を作成した市町村等に対して地方環境事務所及び都道府県を通じて督促等を行い、事後評価書の提出を促すことが考えられるが、同省は、事後評価書が未提出となっている地域計画を作成した市町村等に対して、地方環境事務所等を通じて督促を実施しているものの、事後評価の実施時期が到来した地域計画を作成した市町村等には督促等を実施していない。

また、環境省は、事後評価書を未提出の市町村等に対し督促を実施していても、同省と地方環境事務所との間で各地域計画の計画期間や目標年度等の情報を共有していないため、計画期間が変更されている事実を地方環境事務所が把握しておらず、提出時期が到来していない計画について事後評価書の提出を求めている一方、提出時期が到来している計画について事後評価書を求めている状況がみられた。

ii) 上記①の例については、減量化量は中間処理量から処理残さ量を差し引いたものを表す指標である。

一方、地域計画は、廃掃法基本方針に沿って作成することとされているが、同方針においては、排出量や最終処分量等の削減目標量が設定されているが、処理する廃棄物の性質や施設の処理能力、整備状

表 4- (2) - ②
- i (再掲)

表 4- (2) - ア
- ③

<p>況によって市町村等ごとに千差万別であるとの理由から、減量化量に関する目標は設定されていない。このことを踏まえると、そもそも地域計画において減量化量に係る目標を設定する意義は乏しいものと考えられる。</p> <p>iii) 上記②、③及び④のそれぞれの例については、交付取扱要領において、一つの事業が複数の地域計画をまたいで行われる場合における事後評価の実施に係るルールや、目標値の設定の仕方・考え方、市町村等が都道府県に対して事後評価書等を提出する時期が具体的に記載されていないことによるものと考えられる。</p> <p>iv) 事後評価書の様式が、各指標の目標の達成・未達成の状況を適切に表すものとなっていないことについては、当該様式が各指標の関連性を考慮した様式とはなっておらず、事後評価の結果の公表が不特定多数の国民に対して説明責任を果たすための手段であると考えれば、分かりやすさという点での配慮が不十分であるためと考えられる。</p>	<p>表 4- (2) - ② - ii、iii (再掲)</p>
<p>イ 改善計画書の作成状況</p> <p>調査対象とした市町村等に係る 20 地域計画の事後評価結果に基づいた改善計画書の作成状況について調査したところ、改善計画書は 9 計画において作成されている。</p> <p>一方、当該 9 計画の事後評価書の評価の状況を併せてみると、各指標において、①同じ評価結果でありながら、改善計画書を作成している地域計画と作成していない地域計画があるもの（排出量、再生利用量）、②排出量における割合で評価すべき指標について、実数の比較のみで評価を行っている地域計画があるもの（再生利用量）、③指標の捉え方が市町村等によって異なっており、実績値が目標値を超過している計画及び実績値が目標値に達していない計画のいずれにおいても、共に目標未達成であると評価して改善計画書を作成している地域計画があるもの（減量化量）があり、改善計画書の作成が区々となっている状況がみられた。</p> <p>このような状況がみられた理由について、環境省では事後評価の結果、目標を達成していない指標が一つでもある場合は改善計画書を作成する必要があると説明しているものの、交付取扱要領における改善計画書を作成するための基準である「目標が達成されていないことが明らかとなった場合」とはどのようなことが交付取扱要領には具体的に示されていないためと考えられる。</p>	<p>表 4- (2) - イ - ①</p> <p>表 4- (2) - イ - ②～④</p> <p>表 4- (2) - ① (再掲)</p>
<p>ウ 事後評価書等の公表状況</p> <p>平成 22 年度以降に事後評価を行った全 227 地域計画の事後評価書及び事後評価書に基づいて作成された 113 計画の改善計画書の公表状況を調査</p>	<p>表 4- (2) - ウ - ①</p>

したところ、公表された事後評価書は 122 計画、改善計画書は 54 計画となっており、約半数にとどまっている。

また、調査対象とした市町村等に係る 20 地域計画の事後評価書及び 9 計画の改善計画書の公表状況について調査したところ、5 市町村等に係る 5 計画の事後評価書及び 2 市町村等に係る 2 計画の改善計画書が未公表となっており、その理由について、4 市町村等では、事後評価書等を市町村等において公表するという事を承知していなかったためとしている。

一方、環境省では、市町村等が事後評価書等を公表する際には都道府県知事の所見が付された事後評価書等を公表すべきとしているが、上記の未公表のものうち、2 市町村等に係る 2 計画の事後評価書及び 1 市町村等に係る 1 計画の改善計画書について、都道府県に提出した事後評価等に係る知事の所見が、都道府県から当該市町村等に対して通知されていない。このことについて都道府県では、市町村等は、都道府県への報告に当たり、目標達成状況をよく評価し、改善策を提示していることから、事後評価書等に記載する都道府県の所見は、市町村等が行った評価結果を追認する内容となる場合が多いため、改めて所見内容を市町村等に通知する必要はないと考えていたとしている。

このような状況がみられた理由は、交付要綱及び交付取扱要領において、市町村等が事後評価書や改善計画書を作成した後、都道府県知事の所見を付した事後評価書等を公表するなど、事後評価書等を都道府県知事に提出し、公表するまでの具体的な手続や時期が明確に規定されていないことが考えられる。

【所見】

したがって、環境省は、交付要綱等に基づく適切な事後評価の実施及び公表の確保の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 地方環境事務所との間で各地域計画の計画期間や目標年度等の情報を共有した上で、事後評価の実施時期が到来した地域計画について、市町村等に対し督促等を実施すること。
- ② 地域計画作成時に設定する評価の指標及び事後評価書の様式について見直しを行うこと。
- ③ 地域計画期間終了時における事後評価実施のルール、地域計画の各指標の目標値の設定の仕方・考え方、事後評価書・改善計画書の都道府県への提出から公表までの具体的な手続・時期及び改善計画書を作成するための具体的な基準・目安について交付要綱等に明示し、地方公共団体に対し周知を行うこと。

表 4-(2)-ウ
-②

表 4-(2)-ウ
-③

表 4－(2)－① 「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(平成 17 年 4 月 11 日付け環
対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)(抜
粋)

11. 事後評価

- (1) 「循環型社会形成推進交付要綱」(平成 17 年 4 月 11 日付環対発第 050411001 号環
境事務次官通知。以下「交付要綱」という。) 第 9 第 1 項の規定による事後評価は、次
に定めるところにより行うものとする。
- ア. 事後評価は、地域計画の目標の達成状況等について行うものとする。
 - イ. 事後評価の報告は、様式第 8「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」
によるものとする。
 - ウ. 市町村は、イ. に定める報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は当該報
告書の内容を評価し、所見を付して環境大臣に報告するものとする。
 - エ. ウ. に定める報告の期限は、目標年度の翌年度の 7 月末までとする。
- (2) (1)の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場
合には、次に定めるところにより、目標達成に向けて改善を図るものとする。
- ア. 地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった市町村は、速やかに、
その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を作成するもの
とする。
 - イ. 市町村は、ア. に定める計画書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は当該計
画書の内容を評価し、所見を付して環境大臣に提出するものとする。
 - ウ. イ. により改善計画書の提出を受けた環境大臣は、特に目標達成が見込まれない
市町村に対しては、目標達成に向けた重点的な助言その他必要な措置を行うもの
とする。
- (3) 事後評価を行った市町村は、その結果をインターネット又は広報誌への掲載等によ
り公表するものとする。また、(2)の規定による改善計画書を作成した場合、併せてこ
れも公表するものとする。

表 4- (2) - ② - i 地域計画の事後評価の様式 (事後評価書)

指標		現状	目標 (A)	実績 (B)	実績 (B/A)
排出量	事業系 総排出量	t	t	t	%
	1 事業所当たりの排出量	t	t	t	%
	家庭系 総排出量	t	t	t	%
	1 人 1 日当たりの排出量	kg/人	kg/人	kg/人	%
合計 事業系家庭系総排出量合計		t	t	t	%
再生利用量	直接資源化量	t	t	t	%
	総資源化量	t	t	t	%
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	MWh	MWh	MWh	%
減量化量	中間処理による減量化量	t	t	t	%
最終処分量	埋立処分量	t	t	t	%

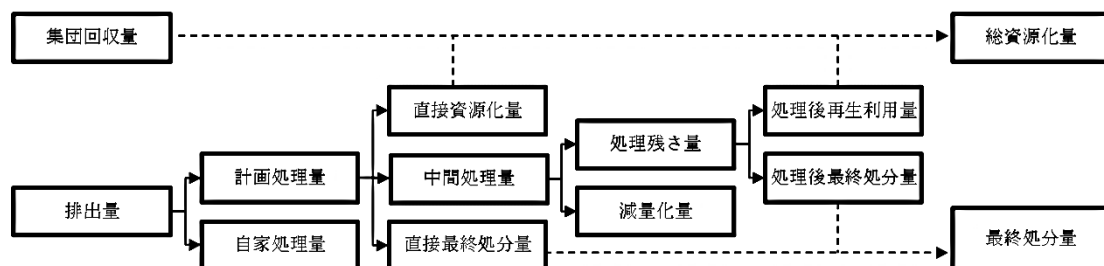
(注) 交付取扱要領様式第 8「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」を基に当省が作成した。

表 4- (2) - ② - ii 地域計画作成の際に目標値を設定する指標

i)	排出量 (単位: t) 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。)
ii)	再生利用量 (単位: t) 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和
iii)	熱回収量 (単位: MWh) 熱回収施設において発電された年間の発電電力量
iv)	減量化量 (単位: t) 中間処理量と処理後の残さ量の差
v)	最終処分量 (単位: t) 埋立処分された量

(注) 地域計画作成マニュアルを基に当省が作成した。

表 4- (2) - ② - iii 一般廃棄物の処理状況フロー



(注) 地域計画作成マニュアルを基に当省が作成した。

表 4- (2) - ア - ① 事後評価書等の提出時期が到来した地域計画数

(単位：計画)

事後評価書提出年度	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	合計
① 事後評価書等の提出時期が到来した地域計画数	64	61	76	58	259
うち調査対象 14 都道府県分	26	19	22	16	83
② ①のうち、事後評価書等の提出があった地域計画数	49	50	72	56	227
うち調査対象 14 都道府県分	17	15	19	13	64
③ ②のうち、改善計画書の提出があった地域計画数	20	14	33	46	113
うち調査対象 14 都道府県分	11	5	9	10	35

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 14 都道府県のうち、愛媛県において事後評価書及び改善計画書の提出状況が確認できない 4 計画を除く。

表 4- (2) -ア-② 調査対象とした市町村等の事後評価書の作成・提出状況に係る事例

市町村等	内容		
東根市外二市一町共立衛生処理組合、最上広域市町村圏事務組合、置賜広域行政事務組合、吾妻東部衛生施設組合、川越市、岡崎市、大竹市、香川県東部清掃施設組合	調査対象とした市町村等が作成している 20 計画のうち、事後評価書において目標の達成・未達成にかかわらず減量化量の評価について言及されていないものが 8 計画あり、そのうち 5 計画は、言及していない理由について、減量化量は排出量の動向により左右される指標であるため、排出量の評価をすれば足りると考えているためとしている。		
	○ 事後評価書において減量化量についての言及がない計画及びその理由		
	都道府県	地域名	理由
	山形県	東根市外二市一町共立衛生処理組合地域	減量化量は、排出量と表裏一体の関係にあると捉えていること等から、排出量の評価の記載に包含されていると考えているため。
	山形県	最上広域市町村圏事務組合地域	減量化量は、排出量と表裏一体の関係にあると捉えていること等から、排出量の評価の記載に包含されていると考えているため。
	山形県	置賜広域行政事務組合	減量化量は、排出量と表裏一体の関係にあると捉えていること等から、排出量の評価の記載に包含されていると考えているため。
	群馬県	吾妻東部地域	目標を達成しており、また、焼却施設を替えたわけではなく、単純に焼却量を表すだけであったことから、記載することを重要視していなかったため。
	埼玉県	川越市	減量化量は、中間処理量と残さ量の差であるため、排出量と資源化量による影響が大きい数値であると認識している。よって、減量化量の数字としてだけの評価する必要はないと判断したため。
愛知県	岡崎地域	目標を達成しており、特にコメン	

			トを必要としなかったため。
	広島県	大竹地域	今後も排出量の減量と再生利用を進めるという趣旨で、事業、施策の全てを含め、全体としておおむね目標達成と評価しており、全ての項目には触れていないため。
	香川県	香川県東部地域	ごみの総排出量に起因する項目のため、具体的な記載はないが、「1. ごみ減量化等目標の達成状況に関する評価」の中で総括していると考えているため。
東京二十三区清掃一部事務組合、東京都	<p>東京二十三区清掃一部事務組合は、第一期地域計画及び第二期地域計画にかけて清掃工場の建替工事等を実施しており、第一期地域計画終了後にはその時点における事後評価を実施している。</p> <p>環境省では、地域計画の計画期間が終了した際には原則事後評価を実施すべきであるとしているが、東京都では、東京二十三区清掃一部事務組合と同様、第一期地域計画及び第二期地域計画にかけて最終処分場の整備を実施しており、東京二十三区のごみ量の減量化による埋立処分量の削減が進んだ影響を受け、施設整備計画を一部先送りしたため、第一期計画終了時には目標達成状況の結果を得るには至らないと判断し、第二期計画の事後評価において、第一期計画期間を踏まえた事後評価を行うこととしている。</p>		
北見市、江別市	<p>北見市及び江別市では、それぞれ平成17年4月1日から22年3月31日までを計画期間とした地域計画を作成しており、23年度に事後評価を実施済みであるが、事後評価を実施する上で目標の達成状況の基準となる目標値の設定の仕方・考え方が不明となっている。</p> <p>このことについて両市では、関係資料を保存しておらず、その理由は不明であるが、地域計画の目標値は説明できなければならない事項であるとしている。</p>		
八王子市	<p>八王子市は、平成19年4月1日から25年3月31日までを計画期間とした地域計画を作成しており、環境大臣への事後評価書の報告期限は目標年度である平成25年度の翌年度の26年7月末となるが、同市が都知事へ事後評価書を提出した時期は、都知事が事後評価書へ所見を付した上で環境大臣に報告すべき時期である26年7月末となっている。</p> <p>同市による平成26年7月末付けの事後評価書の提出を受けた東京都で</p>		

	は、同市に対し事後評価書の内容に係る事実関係の確認を行い、都知事の所見について環境省（関東地方環境事務所）と必要な調整を行った上で、27年3月に同省（同事務所）に事後評価書を提出している。
--	--

（注） 当省の調査結果による。

表 4- (2) -ア-③ 環境省と地方環境事務所で情報が共有されておらず、地方環境事務所が、地域計画の計画期間の変更を把握できていない事例

<p>関東地方環境事務所は、平成26年度に事後評価書の提出時期が到来したものの未提出となっている東京都内の市町村等の地域計画について、26年11月に東京都を通じて電子メールで督促を行っている。当該督促の対象となっている地域計画をみると、当初提出された後に計画期間が変更されているものがあるが、環境省と地方環境事務所との間で各地域計画の計画期間や目標年度等の情報が共有されていないため、計画期間が変更されている事実を関東地方環境事務所が把握しておらず、まだ提出時期が到来していない計画について事後評価書の提出を求めている一方、提出時期が到来している計画について提出を求めている状況となっている。</p>			
<p>○ 関東地方環境事務所による東京都を通じた督促状況等</p>			
地域計画	計画期間 (計画期間変更前)	平成26年度に目標達成状況報告書を提出すべき計画	関東地方環境事務所から督促のあった計画
八王子市地域	平成19.4.1～平成25.3.31 (平成19.4.1～平成24.3.31)	○	×
三鷹・調布地域	平成18.10.1～平成25.3.31	○	○
利島村地域	平成20.4.1～平成26.3.31 (平成20.4.1～平成25.3.31)	×	○

（注） 当省の調査結果による。

表 4- (2) -イ-① 調査対象 20 地域計画における改善計画書の作成状況

都道府県	地域名
北海道	北見地域、江別地域
埼玉県	川越市
福井県	若狭町
愛知県	岡崎地域、知多南部地域
大阪府	堺市
香川県	高松市、香川県東部地域

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象 20 地域計画は、表 4- (1) -③の「事後評価の実施状況」欄において、「実施済み」とした地域計画を示す。

表 4- (2) -イ-② 同じ評価結果でありながら、改善計画書を作成している地域計画と作成していない地域計画がみられる事例

1 排出量

排出量については、事業系総排出量及び家庭系総排出量に区分されるが、調査対象とした市町村等に係る 20 地域計画の排出量の評価状況について調査したところ、事業系総排出量、家庭系総排出量及び事業系家庭系総排出量合計について目標を達成していない項目があるものは 4 計画あり、そのうち改善計画書が作成されているのは 3 計画となっている。

改善計画書を作成している 3 計画のうち、堺市については、事業系家庭系総排出量合計では目標を達成しているが、家庭系総排出量が未達成であるとして改善計画書が作成されている一方、知多南部地域では、事業系総排出量が未達成となっているが、事業系家庭系総排出量合計は達成していることから改善計画書が作成されていない。

○ 知多南部地域、若狭町、堺市及び香川県東部地域の排出量の評価状況

都道府県	地域	事業系 総排出量	家庭系 総排出量	事業系家庭系 総排出量合計
愛知県	知多南部地域	×	○	○
福井県	若狭町	○	×	×
大阪府	堺市	○	×	○
香川県	香川県東部地域	×	×	×

(注) 「○」は目標達成、「×」は目標未達成、網掛けは改善計画書を作成しているものを示す。

2 再生利用量

再生利用量については、直接資源化量及び総資源化量に区分されるが、調査対象とした市町村等に係る 20 地域計画の再生利用量の 2 つの区分の評価状況について調査したところ、目標を達成していない区分があるものは 15 計画あるが、そのうち改善計画書が作成されているのは 6 計画となっている。

改善計画書を作成している 6 計画は、直接資源化量及び総資源化量の 2 つの指標を共に達成しておらず、そのうち 5 計画については両方の指標について改善計画書を作成している一方、表 4-(2)-②-iii のとおり、直接資源化量は総資源化量の中に含まれる指標であるため、直接資源化量単独では項目立てせず、総資源化量に包括した形で改善計画書を作成しているものも 1 計画（堺市）みられた。

○ 北見地域、江別地域、川越市、堺市、高松市、香川県東部地域における再生利用量の評価状況

都道府県	地域	再生利用量			
		直接資源化量		総資源化量	
		実数	割合	実数	割合
北海道	北見地域	×	×	×	×
北海道	江別地域	×	×	×	×
埼玉県	川越市	×	×	×	×
大阪府	堺市	×	×	×	×
香川県	高松市	×	×	×	×
香川県	香川東部地域	×	×	×	×

(注) 1 「×」は目標未達成、網掛けは改善計画書を作成しているものを示す。

2 愛知県の岡崎地域は、地域計画作成当時、「資源化を目的とした選別、圧縮及び梱包を行う施設」を経たものが直接資源化量に含まれると誤って認識して目標を設定していることから、対象から除外している。

(注) 当省の調査結果による。

表 4- (2) -イ-③ 排出量における割合で評価すべき指標について、実数の比較のみで評価を行っている地域計画がある事例

再生利用量については、単純な実数の増減だけではなく、排出量における割合の増減も評価を行う上で重要な指標であるが、調査対象とした市町村等に係る 20 地域計画の再生利用量の 2 つの区分（直接資源化量及び総資源化量）の評価状況について調査したところ、目標を達成している計画には、割合では達成していないが実数では達成していると評価している計画（若狭町）もあれば、逆に実数では達成していないが割合では達成していると評価している計画（松山市）もみられる。

○ 若狭町及び松山市における再生利用量の評価状況

都道府県	地域	再生利用量			
		直接資源化量		総資源化量	
		実数	割合	実数	割合
福井県	若狭町	○	×	○	×
愛媛県	松山市	×	○	×	○

(注) 「○」は目標を達成、「×」は目標未達成であることを示す。

(注) 当省の調査結果による。

表 4- (2) -イ-④ 指標の捉え方が市町村等によって異なっており、実績値が目標値を超過している計画及び実績値が目標値に達していない計画のいずれにおいても、共に目標未達成であると評価して改善計画書を作成している地域計画がある事例

調査対象とした市町村等に係る 20 地域計画の減量化量の評価状況について調査したところ、目標を達成していないとして改善計画書が作成されているのは 3 計画となっている。

減量化量について、環境省では、中間処理量と処理後の残さ量の差であるため、目標値よりも実績値が上回れば目標達成となると説明しており、3 計画のうち 1 計画（知多南部地域）はこの考え方のおり、実績値が目標値を下回ったため目標未達成と評価し、改善計画書が作成されている。

一方、3 計画のうち 2 計画（高松市及び香川県東部地域）は、環境省の考え方によれば目標値よりも実績値が上回っているため目標を達成しているものの、実際には未達成として評価され、改善計画書が作成されている。

未達成と評価した理由について、高松市は、減量化量は低く抑えることが望ましいが、①ごみの総排出量、中間処理量自体が減少していない、②中間処理後に再生利用されるべき資源ごみ（圧縮梱包されるペットボトル等）可燃ごみとして焼却されてしまったことにより、減量化量の数値を押し上げているなどのためとしている。

また、香川県東部地域の地域計画を作成した香川県東部清掃施設組合は、「通常、中間処理による減量化量及び処理後の再生利用量を増加させることにより、最終処分量を削減することが望ましいと思われるが、当該施設の場合、中間処理後に発生する処理残さのうち、最終処分しているものではなく、全量をスラグとして再生利用できている。そのため、ごみの総排出量及び中間処理量を削減することに伴い減量化量も減少させることが望ましいと考えている。したがって、ごみの総排出量及び中間処理量とも減少しているものの、目標値には達していなかったため、減量化量も未達成とした」としている。

このように、市町村等によって減量化量に対する評価の考え方が区々となっている状況がみられた。

○ 知多南部地域、高松市、香川県東部地域の減量化量に係る評価状況

(単位：t)

都道府県	地域	実数		
		目標 (A)	実績 (B)	B/A
愛知県	知多南部地域	86,923 (80.3%)	70,896 (71.0%)	81.6% (88.5%)
香川県	高松市	103,890 (63.6%)	104,774 (69.6%)	100.9% (109.6%)
香川県	香川県東部地域	22,052 (81.9%)	26,256 (83.2%)	119.1% (101.5%)

(注) 1 各地域の事後評価書に基づき、当省が作成した。

2 目標欄及び実績欄の各欄の () は、排出量に対する割合を示す。

(注) 当省の調査結果による。

表 4- (2) -ウ-① 事後評価書等の公表状況

(単位：計画)

区分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	合計
事後評価書等の提出があった地域計画数	49	50	72	56	227
うち改善計画書作成数	20	14	33	46	113
事後評価書等の公表がなされた地域計画数	27	33	31	31	122
うち改善計画書作成数	9	6	12	27	54

(注) 環境省の資料を基に当省が作成した。

表 4- (2) -ウ-② 調査対象 20 市町村等における事後評価書等の公表状況

都道府県	地域	事	改	都道府県	地域	事	改
北海道	北見地域	×	×	福井県	若狭町	×	×
北海道	江別地域	○	○	福井県	美浜・三方地域	×	—
山形県	東根市外二市一町共立衛生処理組合地域	×	—	愛知県	岡崎地域	○	○
山形県	最上広域市町村圏事務組合地域	○	—	愛知県	知多南部地域	○	○
山形県	置賜広域行政事務組合	○	—	大阪府	堺市	○	○
群馬県	吾妻東部地域	○	—	広島県	大竹地域	○	—
埼玉県	川越市	○	○	香川県	高松市	○	○
東京都	東京二十三区地域 (東京二十三区清掃一部事務組合)	○	—	香川県	香川県東部地域	○	○
神奈川県	横浜市	○	—	愛媛県	松山市	不明	—
神奈川県	厚木愛甲地域	○	—	福岡県	筑紫野・小郡・基山地域	×	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「事」は事後評価書、「改」は改善計画書を示す。

3 「○」は公表済み、「×」は未公表、「—」は事後評価書の評価が目標を達成しているため、改善計画書が未作成であることを示す。

4 松山市は、ホームページの改訂により、公表状況が確認できないため不明としている。

表 4－(2)－ウ－③ 調査対象 20 地域計画のうち、事後評価書等が公表されていないものの理由

都道府県	地域	未公表理由
北海道	北見地域	公表しなければならないことを認識していなかったため。
山形県	東根市外二市一町共立衛生処理組合地域	組合が公表しなければならないことや適切な公表方法について知らなかったため。
福井県	若狭町	公表すべきことを承知していなかったため。
福井県	美浜・三方地域	公表すべきことを承知していなかったため。
福岡県	筑紫野・小郡・基山地域	事後評価実施時において、ホームページや独自の広報誌がなく、公表する手段がなかったため。

(注) 当省の調査結果による。